

保育料に係る確認書

保育料は、お子さんが保育所（園）における生活を快適に暮らすために必要な費用の一部に充てられる利用者負担分です。保育所（園）は、皆様に御負担いただく保育料に加え、国や県、市からの負担金（税金）で運営しています。

また、保育料は入所されている児童の保護者等の市民税所得割額によって決まるもので、それぞれの御家庭の収入に応じて、御負担していただいております。

そのため、次のことを御確認ください。

・保育料は納期限（原則、利用月の月末。末日が土曜、日曜、祝日等にあたる場合は次の平日）までに納めてください。

・災害、事業の廃止、失業、病気等、やむを得ない事情により、一時的に保育料の納付が困難な場合は必ず保育課に御相談ください。

・やむを得ない事情もなく納期限までに納付がされない場合、電話や訪問により催告を行いますが、電話が繋がらない場合やお会いできない場合、勤務先等に連絡をさせていただくことがあります。また、法律により財産（給与、預金等）調査や財産差押等の滞納処分を行うことがあります。

※滞納処分とは

保育料を滞納している人の意思に関わりなく、滞納になっている保育料を強制的に徴収するため、その人の財産を差し押さえ、換価し、滞納になっている保育料に充てる手続のことです。

上記確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____

保護者それぞれ御署名ください。